

令和4年11月7日

令和4年度

第2回世田谷区認知症施策評価委員会

午後 7 時 3 分開会

○望月課長 それでは、お待たせいたしました。令和 4 年度第 2 回世田谷区認知症施策評価委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、事務局の世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課長の望月でございます。議事に入る前の進行をさせていただきます。よろしくお願いたします。

オンライン会議となりますので、幾つか注意点を御説明いたします。通信などの不具合を生じる場合もあるかと思いますが、その際は事務局宛てに御連絡をお願いいたします。事務局の携帯番号を申し上げます。メモをお願いいたします。〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。復唱いたします。〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。チャットのほうにも書き込んでおりますので、御覧ください。

また、御発言についてのお願が 2 つございます。

1 点目は、会議中は音声乱れ防止のため、基本的にミュートに設定していただき、御発言のときのみミュートを解除していただくよう、御協力をお願いいたします。

2 点目は、御発言を希望される場合は手を挙げていただくか、リアクションの「手を挙げる」ボタンをクリックし、挙手をお願いいたします。その挙手を受けて委員長が御指名されますので、指名を受けた後に御発言をお願いいたします。

また、本日の会議を録画させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、本日は傍聴の方がいらっしゃいます。傍聴の方は、マイクはミュートとなることや映像は映らないこととなっておりますので、御了承ください。

最後に、本日の終了時刻ですが、20時30分を予定しておりますので、御協力よろしくお願いたします。

それでは、開催に先立ち、山戸部長より御挨拶申し上げます。

○山戸部長 皆様、こんばんは。高齢福祉部長の山戸でございます。皆様には日頃より世田谷区の福祉向上に御尽力をいただき、誠にありがとうございます。また、御多忙中にもかかわらず、本日御参加いただきましたことを心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日の認知症施策評価委員会は今年度 2 回目となり、前回はプロジェクトの進捗状況を御報告し、御議論いただいたところです。本日は本年 1 月の評価委員会でいただいた御指摘を踏まえ、整えました資料を基に、先月 10 月 24 日に開催いたしましたセーフティーネットについて検討する部会で、部会員の皆様からいただいた御意見も踏まえ、見守りネットワークや個人賠償責任保険事業など、認知症御本人のセーフティーネットに関する意見交換を中心に御議論いた

だく予定です。

皆様におかれましては、日頃の御研究や御活動に基づく見地から様々な御意見をいただきますとともに、今後とも誰もが安心して自分らしく暮らせるまち世田谷を目指し、御助力賜りますようお願いいたしまして、私の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○望月課長 続きますして、本日の資料について御説明申し上げます。

資料は事前に電子メール及び郵送にてお送りいたしました資料となります。画面共有にて進めてまいります。

まず、次第と資料1から5まで、参考資料、それから、10月15日号の「区のおしらせ」をおつけしてございまして、6面、7面のところに認知症の条例について特集しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。それから、電子メールのみでお知らせですけれども、11月19日、若年性認知症の講演会の御案内を一緒に添付してございまして、ぜひ皆様お誘い合わせの上、御参加いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きますして、さきに御案内のとおり、令和4年10月より認知症施策評価委員会が改選となりました。皆様方には、世田谷区の認知症施策評価委員会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の委嘱状につきましては、本来でしたら委員お一人お一人に区長からお渡しするところですが、時間の都合上、大変恐縮でございますが、皆様へ事前に郵送させていただいております。

また、本来であれば、委員の皆様に一言一言御挨拶いただくところですが、時間の都合上、新たにお引き受けいただいた委員の方に御挨拶をいただければと存じます。

まず、玉川砒薬剤師会理事の橋本晶子様、一言お願いいたします。

○橋本委員 玉川砒薬剤師会理事の橋本晶子です。よろしくお願いいたします。久しぶりになります。認知症のことについてはまた勉強し直しという形で、いろいろと知っていきたいと思いますし、発言もしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○望月課長 ありがとうございます。もうお一方、本日は御欠席ですけれども、世田谷区商店街連合会常任理事の小塚千枝子様に新しくお引き受けいただいております。

それから、本日の委員会の出席につきましては、2名の委員が御欠席のため、計23名、パートナーの方3名の計26名の皆様に御出席いただいております。うち3名は会場にて、23名の方はオンラインで御参加いただいております。

なお、本日の委員会は、世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則第8条第2項のとおり、委員の過半数が出席ということで成立しておりますので、

開催といたします。

次に、区側管理職及び事務局の紹介をいたします。

まず、高齢福祉部長の山戸茂子でございます。

世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課長の澁田景子でございます。

高齢福祉課長、杉中寛之でございます。

生活福祉課長、工藤木綿子でございます。

介護保険課長、谷澤真一郎でございます。

地域生活安全課長の野村剛でございます。

そして私、介護予防・地域支援課長の望月美貴と申します。よろしく願いいたします。

それから、事務局として介護予防・地域支援課の職員が従事しております。よろしく願いいたします。

それから、セーフティネットについて検討する部会のアドバイザーの世田谷区社会福祉協議会、金安博明課長でございます。

それから、世田谷区認知症在宅生活サポートセンター、永野富美子管理者も出席しております。

続きまして、条例施行規則第7条に基づきまして、本委員会の委員長の選出に移らせていただきます。こちらの第7条第2項に、委員長は委員の互選により定めることとしております。皆様の中から立候補、御推薦はありますでしょうか。

皆様より御意見、御提案がなければ、事務局から提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、事務局から提案させていただきたいと思います。

これまで認知症施策評価委員会委員長をお引き受けいただき、多大なお力添えをいただいております大熊由紀子委員に委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。——ありがとうございます。

次に、条例施行規則第7条第3項に基づきまして、大熊委員長から副委員長及び職務代理者の御指名をいただきたいと思います。大熊委員長、副委員長の指名をお願いいたします。

○大熊委員長 それでは、これまでも副委員長をしてくださいました認知症介護研究・研修東京センターの——東京といっても仙台にもあるんですけども、東京が一番中心ですけども、日本全国のことを知っていらっしゃる永田久美子先生をお願いしたいと思います。

○望月課長 永田委員、いかがでしょうか。

○永田委員 御指名ありがとうございます。補佐を一生懸命務めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○望月課長 ありがとうございます。

続きまして、条例施行規則第7条第6項「委員長及び副委員長が共に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名による委員が委員長の職務を代理する。」とありますとおり、委員長の職務代理者の方の御指名をいただきたいと思いません。委員長、御指名をお願いいたします。

○大熊委員長 それでは、永田先生が全国を御存じなように、今度は世田谷の中はとてもよく御存じの中澤まゆみさんをお願いできると安心でございます。よろしくをお願いいたします。

○望月課長 中澤委員、いかがでしょうか。

○中澤委員 では、お受けいたします。よろしく申し上げます。

○望月課長 ありがとうございます。本来であれば御挨拶を頂戴したいところですが、時間の都合上、省略させていただければと思います。大熊委員長、永田副委員長、中澤委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、本委員会に関する情報公開について御説明いたします。

本委員会の透明性や区民への情報公開の担保のため、また、世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱に定められていますとおり、本委員会は公開とし、議事録及び資料につきましては、会議後に議事録を作成し、皆様に御確認いただいた後に公開いたします。議事録の公開につきましては、これまでどおり、委員名簿に記載のとおり、発言者の氏名を公開する形でいかがでしょうか。——ありがとうございます。

それでは、議事録の公開につきましては、委員の氏名を記載し、公開することといたします。

それでは、ここからは委員長に議事の進行をお願いいたします。

○大熊委員長 ありがとうございます。脚本によりますと、自己紹介をせよと書いておありだったので、ほとんどの方は御存じですけれども、最初は医学記者として出発しましたので、今から57年前に松沢病院を訪ねたという歴史がございます。その頃には脳軟化というふうに言われておりました。認知症という言葉もありませんでした。その後、論説委員になってから、世界の認知症の事情がどんなふうかということをいろいろ調べて社説などに書いておりました。最後の3つ目が我が身に降りかかってまいりまして、90歳の母親が認知症で悪性リンパ腫ということになりまして、でも、幸い5年間、健やかに自宅で亡くなることができました。この3つの経験を生かして、何かお役に立てればというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、早速報告をしていただこうと思っておりますけれども、10月24日開催の令和4年度第1回セーフティーネットについて検討する部会での検討内容について、事務局のほうから御説明いただければと思います。よろしくをお願いいた

します。

○望月課長　まずは、本日初めて御参加いただく委員の方もいらっしゃると思いますので、これまでの経過の概要を御説明いたします。

令和2年10月に世田谷区認知症とともに生きる希望条例を施行し、翌3月に条例を着実に実現していくために世田谷区認知症とともに生きる希望計画を策定いたしました。計画では重点テーマ及び4つのプロジェクトを定め、進めておりますが、そのうち地域づくりプロジェクトにおいて取組の一つに掲げた認知症の方の安心・安全な外出を守る地域づくりを実現するために、まずは地域の見守りネットワークについての検討のほか、全国の様々な自治体で導入し始めてきている認知症個人賠償責任保険を含めたセーフティーネット全体について検討するため、令和3年10月よりセーフティーネットについて検討する部会を開催し、検討を重ねてまいりました。本日は、令和4年10月24日に3回目の部会を開催し、検討した結果の御報告をさせていただきます。

また、部会での主な意見は、お渡しの参考資料「10月24日開催「令和4年度第1回セーフティーネットについて検討する部会」主な意見（要約）」にございますので、参考に御覧ください。

まず、資料1を御覧ください。本資料の表面は、昨年度第2回の部会でお示しした資料と同様でございます。裏面につきましては、各警察署における統計を警視庁・生活安全部の御協力により、世田谷区内の行方不明者に関する統計を計上しております。

また、表面にお戻りください。統計の(1)行方不明のあんしんすこやかセンター対応件数について、こちらは令和3年度より統計調査を開始したもので、行方不明対応件数は12件、うち実人数11件となっております。

(2)のあんしんすこやかセンターのあんしん見守り事業ですけれども、こちらは見守り相談実人数及び延べ人数は記載のとおりです。見守りボランティアの登録数は、令和3年度に精査をした関係で226から110に減少しております。

(3)の東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイトですけれども、行方不明や身元不明で保護された認知症高齢者等の都内全市区町村の情報共有サイトです。こちらは令和3年度は7件となっております。

(4)の高齢者見守りステッカーですけれども、令和3年度は通報対応が6件でございました。

(5)のせたがや一人歩きSOSネットワーク、こちらは社会福祉協議会の事業ですけれども、名称を「はいかい」から「一人歩きSOS」に変更しました。社会福祉協議会にて検討がなされて改称に至っております。表の下から3行目の発見協力者人数とありますけれども、こちらは「発見」は取りまして「協力者人数」というふうに変更していただければと思います。お手数おかけします。そ

れから、経過につきましては後ほど金安課長のほうから御説明をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

裏面に移りまして、(6)各警察署における統計でございます。こちらは年度ではなく、1月から12月における各警察署に届出のあった行方不明者に関する統計となります。行方不明の届出受理数ですけれども、御覧のとおりなんですが、令和3年度は265件、うち65歳以上は53件でございます。特に昨年度第1回の部会に御意見があった行方不明を繰り返す方への支援ですけれども、④ですとか⑤で、行方不明を繰り返す方、いわゆるリピーターの方の延べの件数と実数をそれぞれ出しております。この数は警察に届出があった件数なので、実際には届出に至らないで発見される事例も多いと聞いております。実態としてはもっと数は多いと思われまいます。区は、見守りネットワークに関する施策の連携強化を社会福祉協議会様及び関係部署と検討してまいりましたので、後ほど御報告いたします。

行方不明を繰り返す事例については、現状として全事例ではないかもしれませんが、警察からあんしんすこやかセンターや保健福祉課に御報告や相談の連絡が入っており、事例に応じて御家族との調整やケアプランの変更等を行っているという聞いております。また、困難な事案の場合は、個別事例検討会に警察の方にも御参加いただき、対応策をみんなで検討する機会を設けております。ただ、全ての事例が警察に届出をしているわけではないと思っておりますので、そのあたりの課題はあるかと思っております。

現場の具体的な事例について、喜多見あんしんすこやかセンター、浜山委員から御報告と、あと警察につきましては地域生活安全課長の野村より御報告いただきたいと思います。できるだけ手短にお願いいたします。

浜山委員からお願いします。

○浜山委員 喜多見あんしんすこやかセンターの浜山です。私のほうからは2例御報告させていただきたいと思っております。

1例目が80代の御高齢の御夫婦で奥様のほうが認知症を患っていらっしゃるケースです。介護保険のサービスの御利用をされていらっしゃるんですけども、奥様のほうがほぼ1日何回も御自宅を出かけられて、近所にお散歩に行かれているところを民生委員さんだったりとか、あとは地域の方であるとか、デイサービスの送迎の車であるとか、ヘルパーさんであるとか、場合によっては近くに駐在所があるので、そちらのほうの方の御協力をいただいて、御自宅のほうに毎回連れてきていただいているというふうなケースがあります。御主人様もいらっしゃるんですけども、もうかなりの御高齢になっていて、毎回毎回、奥様がお外に出られるところを一緒についていくというのがもう体力的にも大変になってきているという現状があるケースです。サービスのほうの回数を増や

したり等で対応はしているんですけれども、それでもやっぱりデイサービスが
終わって御自宅に戻ってきて、夕方になるとどうしても今、外のほうに出てい
かれるというふうなことが起こっているケースがあります。

あともう1事例は、やはりこちらも80歳の御夫婦です。お二人とも認知症が
ある御夫婦で、この方は介護保険のサービスは使わずに、全て今、息子さんの
ほうがいろんな介護をされていらっしゃるんです。本当に近くを1日に何回もお
散歩して、近所の方からはとても有名な御夫婦になっていらっしゃるんです。ただ、
もともと地域で生活されていた方たちなので、誰々さんの御夫婦、今日もお散
歩しているわねというふうな形で見守りをしてくださっている現状がありま
す。実は近くにグループホームができて、そこに今、毎日、お茶を飲みに通
われているような感じがあって、グループホームの方も今、温かく見守って
くださって生活されているケースがございます。

簡単ですけれども、今こんなような現状になっております。今はいいんです
けれども、何かあったときに見守っていただける方がいるかどうかというところ
がすごく課題かなというふうに思っています。簡単ですけれども、以上です。
○野村課長 すみません、地域生活安全課長の野村と申します。

それでは、私のほうからは警察関係の取扱いの状況を御説明させていただきます。

まず、警察で行方不明事案を扱うパターンとしては2通りありまして、まず
1つ目としましては、高齢者の方を保護した場合に、お名前、御住所等が分
からないというパターンがございます。そういった場合に、警察のほうも各種手
配をかけて、ほかの警察等とは連絡を取り合いながら、少しでも早く身元を判
明させて、御家族の元に返したいということで頑張っているところだと聞いて
おります。そういった中で、特にあんしんすこやかセンターさんに御連絡をさ
せていただいて、年齢ですと服装ですとか、そういった特徴のことをお問合せ
して、少しでも身元の判明のヒントを得ているということで、非常に助かって
いますということ聞いております。

もう1パターンとしては、親族の方が、御家族がちょっと家に帰ってきてい
ませんというような場合で届出があった場合ですね。そういった場合に比較的
御家族の方、ふだん、どこに行っているとか、行く可能性がある場所、当然知っ
ている場合も多いんですけれども、やはり動揺している場合があって、なかな
か警察、ちょっと敷居が高いというところもありまして、御説明がうまくいか
ない。これはもうしょうがないことだと思うんですけれども、そういったとき
に警察としては、親族の方の次に接触の多い、あんしんすこやかセンターさん
等に御連絡をさせていただいて、実は不明になっている方、この辺によく行か
れていますよとか、ああいうところに行きたかったというのを前に言っていま

すよといったちょっとしたヒントがやはり発見に非常に有効だということで、警察としても非常に助かっているという話を聞いております。

区内には4警察署あるんですけれども、警察の担当者に聞くと、今後ますます協力を深めさせていただきながら、少しでも早い発見、そして少しでも早い御家族へのお引渡しをさせていただきたいということ聞いております。以上でございます。

○大熊委員長 御報告ありがとうございました。

では、皆様から何か、このことを知りたいとか、御質問がありましたら御遠慮なくどうぞ。手が分かるように挙げてくださいね。でも、画面が2つあるので、気がついた方は声も上げてくださると助かります。今のところはよろしいでしょうか。

私がちょっと、今度、野村課長さんという方は今まで知らなかったんですけれども、警察のほうからの御出向なんだそうで、ですので、区内の4つの警察の人ともすごく話がスムーズですし、それから、あんしんすこやかセンターとも連携をよく取っていらっしゃって、すばらしい課長さんがいらっしゃるんだなというので、先日の部会でお話を伺って感動いたしました。

それでは次に、行方不明事案発生時の情報共有ネットワークイメージについて事務局から御説明をお願いいたします。

○望月課長 それでは、資料2を御説明いたします。

この資料は、昨年度第2回の部会でお示しした図を基にしております。既に実施しているものについては実践の矢印、黒い太線が前回部会以降に新たに実施となった部分でございます。点線の矢印、囲みでお示しした箇所が今後の実施案でございます。

前回、10月24日の部会で貫田委員から、矢印がごちゃごちゃして分かりにくいとの御意見がありましたけれども、すみません、前回と同じ資料となっております。

新たに実施した部分ですが、まずはこちらの図の右半分を御覧ください。情報を迅速に伝えるために、これまであんしんすこやかセンターと保健福祉課、介護予防・地域支援課間の連絡について、電話及びファクスで行っていたところですが、あんしんすこやかセンターと保健福祉課、介護予防・地域支援課間の情報につきまして、より迅速な対応を行うために、太い矢印のとおりメールにて同時、一斉に送れるように体制を整えました。

次に、図の真ん中より下の②の部分辺りを御覧ください。地域生活安全課を経由して、区内を巡回している世田谷区24時間安全安心パトロール、こちらは青パトと言いますけれども、こちらを依頼しておりました。今後は青パトに加えて点線矢印の世田谷区災害・防犯情報メール配信サービスを活用していく方

向で、現在、最終段階の調整に入っていると伺っております。この点について、地域生活安全課の野村課長から補足をお願いいたします。

○野村課長 すみません、引き続き、私のほうから御説明をさせていただきます。

現在、世田谷区の災害防犯情報メール配信サービス、各自治体でメールサービス、いろいろな形態があるんですが、世田谷区の場合は危機管理部のほうから、災害と防犯の関係でメールを配信しているサービスでございます。このサービスに登録していますのは、今年の夏までで登録者人数が約5万人おります。世田谷区内の5万人ですね。その際に、この5万人に対して、こういう行方不明の方がいらっしゃるんですよ、ちょっと町の中を見守っていただいて、そういう方がいらっしゃったら声をかけていただけませんかというような配信をすることで、少なくともまずこの5万人の方の頭の中に、そういう方がいるということが分かるというのは非常に大きいことかなと考えております。

さらに、ちょっと話が長くなって申し訳ないんですけども、世田谷区では現在、ながら見守り活動というのを非常に強く推進しているところでございます。ながら見守り活動、聞いたことがあるかもしれせんけれども、お散歩をしながらとか、買物をしながら、もしくはお仕事をしながら、そのながらですね。ながら見守り活動を区民の方にぜひやっていただきたいということで、いろいろな機会を捉えてやっております。これは高齢者に限らず、町の中の防犯活動というのもメインでやっておりますし、必ずその説明の中には、町の中で、例えば信号を一つ渡るだけでも、ちょっと心配そうな方がいらっしゃったら声をかけてくださいというような説明をさせていただきます。ということで、ぜひ困った方に、まず声をかけていただく、気にかけていただくというような活動を推進しております。

また、先ほど事務局のほうから御説明もあったかと思っておりますけれども、このながら見守り活動には協定を結んでくださっている民間の事業者9団体のほかに、世田谷区の商店街連合会、それから工業振興組合、また、高齢者見守り協定の締結をしている事業者が約30団体ございます。そのほかに高齢の方、どうしても悪徳商法等に引っかかる可能性もございますので、そういったことを中心にした消費者安全確保地域協議会に参加している事業者、こちらも約30団体おります。地域の皆様と一緒に、この区内で例えば配送業者さんですとか、お店の方が見守りをしながら、この見守りネットワークに参加していただく。その中で、これらの事業者の方には、この防犯メールを登録していただいております。

ということで、このながら見守り活動の中でも、そういった多くの民間事業者の方も、この防犯メールで行方不明者の方が出ておりますのでということで

報告をすることで、より多くの目が区内で町を見守って、高齢者の方を見守っていただくということで、今回、この防犯メールを提案させていただいたところでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○大熊委員長 ありがとうございます。ここでちょっと切って質問があったら、どうぞ。

○佐伯委員 薬剤師会の佐伯でございます。よろしゅうございますか。

○大熊委員長 どうぞ。

○佐伯委員 世田谷薬剤師会の佐伯と申します。野村課長様の明確な説明、どうもありがとうございます。

ちょっと教えていただきたいのが、こちらの今の資料2は案ですから、これから行うのでしょうかということと、あと、もう既に試しに行われているのかどうか。それから、世田谷区災害・防犯情報メール配信サービスのメール登録者の5万人というのは、どのような方をどのような方法で登録していくのか、いや、既にもう行われているとしたら行ったのか、それについて御教示をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○大熊委員長 野村さん、よろしく願いします。

○野村課長 御質問ありがとうございます。

まず、実際にもう既にこの配信サービスを活用しているかという点でございます。結論から申しますと、行方不明者が出たということで、これをこのネットワークの中に組み入れて恒常的に使っているということは、現在のところはまだしておりません。過去に使用したことがある案件としては、本当に危険性があるので、警察のほう等からも公開手配にしてくれないかということで、過去に何件か配信したことがあります。今の構想の中にあるものとしてはまだ活用しておりません。

ただ、今ここに書いてあるとおり、最終調整中と書かせていただいております。庁内では個人情報の観点等からも、担当部署とも詰めて、あと、実際に運用しているのは危機管理部ですので、そちらのほうの了解も得ておりますので、今後、運用開始に向けて既に最終段階に入っているということでございます。

あと防犯メールの関係は、あらゆる機会を捉えまして、ここに書いてあるとおり、これは災害と防犯ということですので、機会あるごとに登録者をどんどん増やしていきたいということで、今さらに登録数を増やしているところでございます。以上でございます。

○大熊委員長 佐伯さん、これでよろしいでしょうか。

○佐伯委員 ありがとうございます。今増やしているところ、また、これから増やしていくに当たって、どのような方にお声がけをされるのか、それをちょ

っと教えていただけますでしょうか。

○野村課長 ありがとうございます。もともと防犯メールもしくは災害・防犯メールは、字のごとく、災害時に例えば天災ですね。台風ですとか地震ですとか、そういうところにまず特化してつくられたもので、そこに防犯関係、特に今ですと昨年の小田急線であったような、ああいう凶悪事件があったときの対策ですとか、特殊詐欺に気をつけてくださいといったもので広げているところでございます。

今回、このネットワーク、しっかりした形で皆様の御了解も得ながら運用を開始するという事になった場合は、この行方不明者、特に高齢者、今考えているのは障害を持っていらっしゃる方、警察のほうの了解を得られれば未成年者の方等も含めて、そういうところも踏まえて御協力をくださいということで、各防犯イベント等を通じて登録者数を増やしていきたいと考えております。以上です。

○大熊委員長 ありがとうございます。ほかにどなたかいらっしゃいますか。

このながら見守りの資料というのは、今回はついていないでしたね。何かここにいらっしゃる民生委員の方とか医師会の人、それから薬剤師、みんなこのネットの中に入るといいような方がたくさんおられますので、できればもうちょっと詳しい字にしたものを皆さんに送っていただくと、協力者がまた増えるかと思えます。

それでは、次の金安さんから、せたがや一人歩きSOSネットワークの名前を変えた件について……。

○望月課長 委員長、すみません、村中先生が手を挙げていらっしゃいます。

○大熊委員長 ごめんなさい。見えなかったのです。

○村中委員 すみません、よろしいでしょうか。

○大熊委員長 どうぞ。

○村中委員 宮城大学の村中です。御発表ありがとうございます。

非常に興味深く拝見したんですけれども、今、ながら見守り活動のお話と情報共有ネットワークのイメージの話の両方聞かせていただいていたところなんですけれども、この情報共有ネットワークのイメージで、これからということになるんですけれども、こうした仕組みってすごく大切だと思うんですけれども、この運用というのを最初からどんなふうにするのかというのを、計画の段階から考えておくということも大切かなと思うんですが、このネットワークのイメージの活用方法ですとか、あと、システムとしてあっても、実際に例えば訓練をやっただけでなるべく皆さんが活用できるようにするとか、そういうこれから始めるに当たっての運用で何か考えていらっしゃる事、できれば私はやっぱり年に1回でもいいから訓練のような形のことをすることによって皆さんになじん

でいただいたり、実際に本番のときに上手に運用できるようになるというのがすごく重要かなと思うんですけども、何かその辺で工夫を検討していらっしゃるかどうか。

○大熊委員長 野村さん、お願いします。

○望月課長 すみません、望月のほうからお答えいたします。

今回、こちらに提示させていただいている情報共有ネットワークの仕組みは、実際に行方不明が起きた案件について記載させていただいております。実際に今これでやっておりますので、あと、案というところは今後また連携を深めていくということとか、あと、配信について最終調整というところで案とさせていただいております。よろしく願いいたします。

○村中委員 分かりました。そうすると、今既に実施していて、これから案として少し加わる場所がありますというのは、先ほどのメールの同時配信だったりというようなところでしょうか。

○望月課長 そうです。

○村中委員 分かりました。以上です。すみません、ありがとうございます。

○大熊委員長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。では、遠矢先生、お願いします。

○遠矢委員 桜新町アーバンクリニックで認知症在宅生活サポートセンターの運営をさせていただいています遠矢と申します。

1つお伺いしたいのが、先ほど、前に説明していただいた実際の事例報告で、メールの配信件数が令和3年度で4件、令和2年度で4件という件数にとどまっているんですが、実際この年度で認知症の方で行方不明になった方が50人から60人ぐらいのケースが出ているわけですけども、メールの件数がこれだけにとどまっているのは何か理由があるのでしょうか。

○大熊委員長 望月さんから答えていただければいいのかしら。

○望月課長 はい。まさにこれはまだ社会福祉協議会のところについて、これから御説明させていただくんですけども、今、遠矢委員から御質問があったのは、(5)のせたがや一人歩きSOSネットワークという資料1の(5)のメール配信件数が4件ということだったんですけども、これは社会福祉協議会に事前に登録されている方が行方不明になった場合に御家族から、こちらのメールの配信を希望するという連絡が入った方に関して4件というふうになっております。以上です。

○遠矢委員 であれば、このサービスを利用するには、認知症の方があらかじめ登録をしておいた方だけが適用されるという運用になっているということでしょうか。

○望月課長 後ほど金安課長からも御案内すると思いますが、もしも行方不明

になったということで社会福祉協議会に御連絡いただければ、まずはメールで配信いたしまして、その後で落ち着いたときに利用者として登録していただく形になると伺っております。よろしく申し上げます。

○遠矢委員 承知しました。ありがとうございます。

○大熊委員長 それでは、金安さんにそのことも含めてよろしくお願ひいたします。社協から来てくださっています。

○金安アドバイザー それでは、社会福祉協議会の金安より御説明申し上げます。

まずは資料3のほうを御覧ください。共有いただいている資料になります。かねてより社会福祉協議会では、地域住民等の方々に御協力をいただきまして、認知症等により行方不明となった方の早期の安全確保に向けた「せたがやはいかいSOSネットワーク事業」を展開しておりましたが、今般は当該事業の名称等の変更につきましてのまずは御報告となります。

本事業の名称に用いられておりました「はいかい」という言葉につきましては、この間、認知症当事者の方からはもとより、地域の方にも様々に御意見を賜りました。また、事務局におきまして、こういった御意見をしっかりと受け止めながら、区所管課等との連携の上に議論を重ねまして、認知症とともに生きる希望条例の根底となる一人一人の希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまちを目指す上で、認知症当事者の方々へのあらぬ誤解と偏見を招くものであるという認識に至りました。

以上のことから、地域における支え合いという本事業の基盤は堅持しつつ、事業の名称を「せたがや一人歩きSOSネットワーク」に改称しますとともに、その対象となる方々を認知症状のある高齢者、障害のある方、幼児等への拡大とし、さらには事業に協力していただく方々をこれまでの「発見協力者」という名称から「協力者」とすることによって、あくまで地域の支え合いを基盤とした住民の皆様と相互の協力であるということを確認いたしました。

なお、名称の変更につきましては、去る10月1日より既にチラシ等を修正の上、PRに努めているところでございます。

資料3の御説明につきましては以上でございます。

また、あわせて、先ほど遠矢委員のほうから御指摘を賜りましたメールの配信の部分でございますが、この事業のフレームといたしまして、基本的に事前に御登録をいただいた方々に現時点では限定をさせていただいております。その上で、あわせて協力者の方々にも事前に御登録をいただき、御本人の例えばニックネームですとか、御家族等とのお話し合いの中で、可能な範囲での情報を聞き取りして、それをメールに反映し、場合によっては御本人の写真なども添付をして協力者の方々にメール配信をさせていただいているというところ

ろでございます。

なお、メール配信件数が、いわゆる行方不明事案に比べますと非常に少ないという部分もあろうかと思うんですけれども、理由の一つは、先ほどの事前登録制であるという点、それから、まさに今後の調整、検討事項かというふうに認識しておりますが、先ほど来、御説明のありました区役所庁内とのネットワーク、あるいはあんしんすこやかセンターさん、医師会さん等、地域の方々のネットワークをより深めながら、この私どもが展開しておりますSOSネットワークと他の仕組みを一日でも早く一緒に協働して稼働できるような形、そして御家族の方にとっても、御本人の方にとっても利用しやすく、より安心につながる仕組みに変えていきたいというふうに思っているところでございます。

また、メール配信件数につきましては、結果的に実際に配信した件数はこちらに記載のとおりでございますが、メールを配信する前に、警察、あるいは他機関等から、あるいは御本人が御自宅に戻ってこられたというようなことで配信に至らないという事案も、こちらのほうでは把握はしているところでございます。以上でございます。

○大熊委員長 御質問のある方はどうぞ。山形先生、どうぞ。

○山形委員 世田谷区医師会の山形です。

利用登録のネットワーク事業登録届とか協力者登録届は、診療所とかに置いておいて、こういうのがあるんだよというのを家族や——本人はどうか分からないですけれども、見せてあげられるといいと思うんですが、事業登録届、実際のものというのはどこかでダウンロードとかできたりするんでしょうか。直接行かないと無理ですか。

○金安アドバイザー お答え申し上げます。現状は、基本的にまだダウンロードという形にはなっておりません。その大きな理由といたしましては、基本的に御本人様のお顔写真等を頂戴する形になっております。御家族等の御許可をいただければ、当該写真も併せてメールのほうにも添付する関係で写真を頂戴しておるのが現状でございます。ですので、そのあたりの仕組み上、現時点ではダウンロードという方式は取っておりません。ただ、今、先生から御意見を賜りましたように、クリニックや診療所といったところで、PRには今後御協力をいただきながら努めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○山形委員 ダウンロードというのは、登録するときは実際に行っていたかと思いますが、登録証、登録届の紙ですか、そのダウンロードみたいなのは今のところはないんですか。届出をするときは実際に写真を持って行っていただくというのは分かります。そうではなくて、届出の紙をあらかじめ手に入れるという意味のダウンロードなんですけれども。

○金安アドバイザー 社協のホームページ等でのダウンロードの方式、これは若干の調整で可能となりますので、今、先生に御指摘いただいたとおりで、今後可及的速やかに対応させていただきたいというふうに思います。ただ、御意見をいただいたように、実際の御登録の際は直接の写真等もいただきながらということ考えてたいと思います。どうもありがとうございます。

○大熊委員長 ほかにいかがでしょうか。永田さん、よろしくどうぞ。

○永田委員 金安さん、社協として配慮のあるいろいろな改良、本当に大事なことだと思いました。その中で今も診療所というのがありましたけれども、各地の例ですと、やはりデイサービスとか、まだまだ外出する方たちの側にいる、日頃接している人たちに知っていただいて、よく写真も御家族にお願いするとなかなか進まないんですが、デイサービスに来ているときに一緒に撮って、いざとなったときの前の一人で安心して出かけられるための、まさに今回の名称変更の一人歩きを見守るための仕組みの一環としてというような、そういう説明の中で本人も家族も納得して、ふだんから備えるという意味で、より診療所はもちろん、介護事業者やケアマネさんとかに幅広くしっかり必要な方にお薦めしていただければとは思いますが、今後そういう展開も今予定されながら準備を始めていらっしゃるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○金安アドバイザー 永田先生、御意見、御質問ありがとうございます。

現時点では調整中ということにはなりますけれども、確かに多くの方に、この取組を知っていただいて、ある意味では気軽にと言うと若干語弊はありますがけれども、協力者の方も温かく見守るということの前提で登録をいただいている、その事業でございますので、今後ぜひケアマネの事業所さん、それからデイサービスセンター、あるいはクリニック、診療所さん、様々な関連機関に働きかけをさせていただき、御協力を賜るべく調整、検討してまいりたいというふうに思います。御指摘ありがとうございます。

○永田委員 簡単な点でもう1点よろしいでしょうか。これからになると思うんですが、今回はあくまでも情報共有の仕組みという全体の先ほどの流れの中だったので、これは支援者側、警察も含めて支援する側、特に探す側の流れ図として、これはこれで一つ必要なものだと思うんですが、今、金安さんからのお話のあった今後より実際に必要な人が知って使っていくためには、本人、家族から見て分かりやすい流れ図、よくあるのは、どういうときにここに連絡して、あるいは事前にここで登録をしておく、ふだんも、いざというときも役に立つよというような、本人、家族にとって分かりやすいチラシですとか流れ図、本当に流れ図ってやっぱり本人、家族から見ると、いつつながって、いざというときにどこに連絡して、その後、いざ何か見つかったときにまた連絡が来て、その後フォローが入るとか、本人、家族から見た流れ図はまた、もう一步実

際的なものが必要になると思うので、ぜひそういうものも今後作っていただきたいなという、これはちょっと質問というよりも御提案なんですけど、それを1点。

あと、先ほど前半のところの警察の方たちの説明も含めて、御家族、本人から見ると、やはり冷やりとする言葉使いが時々出てくるという、今回は「はいかい」というのが「一人歩き」に直されて、とてもよかったなと思うんですが、よくほかの地域で見直した言葉としては「手配」という言葉、行方不明の手配とか捜索の手配とか、あと、かなりドキっとする言葉もあって、手配って一般用語のようで、この行方不明を探すというときの警察の方が手配ということと言われると、どうしても犯人の捜索手配みたいな、公開手配みたいな、やっぱりそういうドキっとする言葉があるので、ぜひもっと身近で、もっとさっきおっしゃったハードルを低くする、そんな言葉として言い換えて、説明文とか流れ図を作っていただくとよりいいかなというふうに思いました。すみません、質問ではないですけども、続いて。

○大熊委員長 ありがとうございます。山戸さん、どうぞ。

○山戸部長 永田先生、ありがとうございます。

今の御質問、まず1点目、今回は情報共有の仕組みを役所の中もしくは関連機関を細かく分解すると、こうですよという資料をお見せしたくてお作りしたもので、ちょっと分かりづらいと前回も貫田さんから御指摘をいただいたところですので、次回は永田先生がおっしゃるように、実際にお使いになられる方から見たら、こういうふうだろうというような、いわゆる啓発にも使えるようなものの作成には着手してまいりたいと思います。

あと、言葉のところ、すみません、我々も重々今後気をつけながら運営していきたいと思いますので、本日のところは御容赦いただきたく存じます。ありがとうございます。

○大熊委員長 その貫田さんが手を挙げていらっしゃる。貫田さんがたしか1周年の11月の大きな会場で、徘徊なんてとんでもないという話をして、丸1年でちょっと時間がかかり過ぎかなという気もしますが、貫田さん、どうぞ、御本人の立場から。

○貫田委員 先ほど来、SOSネットワーク、これについてもいろんな話があって、熱心な現場へのアプローチがあって、なかなか感動して聞いていたんですけども、結局、どういう事業かということを伝えるのが一番大切なわけで、例えばその後こういう文章が非常に欲しいんですよ。どうして一人歩きは危険につながる可能性があるんですかと。これはつながるから書いているわけであって、まさにどうして一人歩きが危険につながる可能性があるんですかというのは、これは当たり前のことでしょう。そういう形で文章を展開しないほうがい

い。

それからあと、一人歩きしている方を見つけた場合、どのような対応をしたらいですか。まず、優しく声をかけてみてください。本人と確認できたら、見守ってください。これは声をかけてみて、見守りというのは当たり前のことだよね。つまり、当たり前のことをあえてわざわざ、こういう事業ですよということを書くことを僕はないと思う。だから、そういう意味で、要するに一生懸命やっつけていらっしゃるのは分かるんだけど、もうちょっと簡単のところからクリアすればいい問題だと僕は最終的に思います。以上です。

○大熊委員長 ありがとうございます。ちょっと違った角度から、私は一つ御提案というか、意見があるんですけども、全てその人たちを探す、認知症の方は探される身という捉え方ですけども、研修センターで出している希望をかなえるヘルプカードというのがあります。それは別に買ったりなんかしなくてもよくて、私はここに住んでいます、どこどこのすぐそばですとか、そういうのを御本人が持っていて、御本人がちょっと迷っちゃったりするときに自ら出すという、そちらの探されるじゃなくて、自分自身が今困っているんですよというのを出すような、せっかく希望をかなえるヘルプカードというのが認知症介護研究・研修東京センターという永田さんのところから出ておまして、世田谷区にリンクされていないので、私のホームページの認知症の部屋にありますので、皆さんよかったら「ゆき・えにし」で探してください。とても御本人の自尊心を傷つけない、いい方法だなというふうに思っております。

先へ進んでよろしいですか。それでは、ちょっとややこしい話に移るのでしょうかしら。

○望月課長 田中委員が手を挙げていらっしゃいます。

○大熊委員長 どうぞ。見えなくてごめんなさい、失礼しました。

○田中委員 田中です。すいません。

2点ばかりあります。例えば、このイメージ案の中で、メールで皆さん方に通知をするようになっているんですが、まずメールを受ける場合に、ずっとメールを、あんしんすこやかセンターからメールが来て、保健福祉課からさらにメールが行くとかというのとか、社会福祉協議会が通報を受けてメール配信していくというんですけども、こういうふうな通報があったときに、すぐにそれをキャッチできるようなシステムというのは、もうできているのでしょうか。それとも1日に、何時、何時、何時とかって何回か、それをチェックしてみて、メールが来ているか、来ていないかというのを確認して、それで配信していくのでしょうか。それをまずお聞きしたいと思います。

○大熊委員長 では、この第1の質問、よろしくお願ひします。

○望月課長 ありがとうございます。今の御質問ですけども、メールについ

ては時間ごとに確認するののかという点ですけれども、実はこちら、行方不明の事案が発生したら、その近くのアんしんすこやかセンター等には、こちらからまずお電話をした上でメールを送る、又は、その逆だったりで、お電話とかファクスをまずした上でメールをしております。まだちょっと原始的ではあるんですけれども、いち早く気づいていただくという点では電話が一番ということで電話をしております。以上です。

○田中委員 予算の問題もあると思うので、すぐにはできないと思うんですけれども、やはりそういうのがすぐキャッチできるようなメールシステムというのをどこかで予算を取って入れていただくといいかなと思います。ありがとうございます。

それから、質問の第2点です。大熊先生がおっしゃったヘルプカードなんですけれども、実は私、成年後見人でやっぱり一人歩きをされる方がいらっちゃって、それでそういうヘルプカードに似たようなものを持っていたことがあります。最初は首にかけておいていただいたんですけれども、いつも持っている、いつも着ている、そういうものでないと、何か違和感があるみたいで取られてしまうんですね。どこか、いつもなくしてこられるというようなことが、その方だけではなくて何人かいらっちゃったんですけれども、皆さんどこか捨ててきちゃうのか、なくしてきちゃうんです。

そんな感じだったので、ヘルプカードもちょっと使い方を考えないといけないのかな、御本人が困ったから見せられるという、第三者に見せて、私はこういう者ですって見せることもできる方がいいんですけども、そうでない方の場合に、首にかけたりなんかしてもなくしちゃう場合はどうしたらいいのかというのが、前から私たち現場で、成年後見人なんかをやっている人間たちはいろいろと考えております。そこら辺で何かいいお知恵がどなたか皆さんにあるかな、お聞きしたいなと思いました。

○大熊委員長 ちょうどそれに答えていただく最もよい方がここにいらっしやいますので、久美子さん、どうぞ。

○永田委員 今日、この件で時間が取れないので簡単にお伝えすると、確かにそういう方もいらっしやるんですけども、実は導入の仕方とか、持たされて首にかけておくようにとか言われると、皆さん取っちゃうんですけども、自分がどこに行きたくて、安心して帰れるためにとか、あそこに行けるためにというのを物すごく話し合っ、自分で文面も考えて、どこに入れておくといいかとか、首にかけたほうがいいのかとか、何に入れるかとか、プロセスを一緒にやると、皆さん結構大事に忘れないように持っていこうとか、どうしても忘れちゃうからどう工夫しようとか、全員ではないけれども、実はかなり自分の力で外に出るときには人に言われたり、人に探させるような苦勞をさせないため

にも、自分で何とかしようという方も相当なボリュームがいることがこれまでの調査で分かってきたので、おっしゃるとおり、やっぱり忘れちゃったり、なくしたりすることも織り込んで、本人もより自分の力で外に安全に出かけて、分からなかったら自分からSOSの発信を出す、そういう力をつけていくことが世田谷区でこれから、ある人たちのところには非常に今後役立っていくんじゃないかなと思います。

その中でやりながら、田中さんがおっしゃったようなことをどうクリアしていくかこそ、さっきケアプランに入れるとか工夫がありましたけれども、関係者がみんなですべてを克服していく策を考えたり、あと、ヘルプカードも道具にすぎませんので、どうやってお出かけマップを作って、より早くいざというときに探す仕組みをつくるかとか、こういうセーフティーネット部会がせっかくあるので、こういう情報共有の仕組みと併せて現実的にもっとどうしたらいいかを、今後そういうところに力を入れて話し合えていくといいなと思いました。すみません、ちょっと長くなりました。

○田中委員 いえいえ、ありがとうございます。

○大熊委員長 貫田さんを御覧になると分かるように、貫田さんにこれを持てと、靴の中に入れておくよと言ったら頭に来るでしょうけれども、貫田さん御自身が僕は迷うかもしれないから持っていると言ったら、御自身が考えたならば、きっとそれはなくさないんじゃないかなという気もいたしますので、認知症の人をどう考えるかということにもつながっていくと思います。時間が迫っていますので、次のところへ行ってしまうので、また最後に時間を残します。

認知症個人賠償責任保険事業についてという資料4について、事務局から御説明をお願いします。

○望月課長 それでは、続きまして資料4ということで、今回初めて御参加いただく委員もおられますので、この認知症個人賠償責任保険について、今回、部会のほうで検討してきた経緯を簡単に御説明いたします。

昨年度、認知症の方が地域で安心して暮らしていくためのセーフティーネットの一つとして、個人賠償責任保険事業を行政として導入していくことの是非も含めて御意見を伺ってまいりました。愛知県のJR東海で起きた踏切事故がきっかけとなり、認知症の方の個人賠償保険制度を導入する自治体が増えてきた背景もございまして、皆様から御意見をいただくことになりました。

主な御意見といたしましては、賠償保険に問われる本人や御家族の負担を考えると、賠償保険の制度はありがたいが、一方で、認知症の人はとても危ない存在であると思われてしまうのではないか。必要なのは認知症の人が安心して外出できるよう、地域でともに支えるまちをつくることであり、そのための希望条例ではないか。見守りやSOSの体制強化がなされていない中で、事故が

起きた後の事後的対処だけを施策に入れるのは、施策全体と整合性が合わないなど御意見をいただきました。

区といたしましては、令和3年7月に既に保険事業を実施している75自治体にアンケート調査を実施し、1月のセーフティーネットについて検討する部会にて報告をさせていただいております。自治体から出た課題として、まず周知方法ですとか、あと損害賠償責任が発生しなかった場合の被害者救済方法ですとか、保険の対象要件から外れた場合の把握が困難だとか、安価な民間保険の取扱いが増えてきており、行政が事業実施する意義を検討する必要があるとか、事業の効果検証が困難であるなどの課題があると報告したところです。

加えて、各自治体により対象者、補償内容、保険料などが異なっておりましたので、このたび対象を3類型に絞り、再度制度に関する詳細の確認を行っております。

また、10月の部会では、具体的な現場の事例に関するあんしんすこやかセンターからの御意見もありましたので、賠償責任保険に値する事案や現場のニーズ及び実態について、支援者や御家族や御本人の御意見も伺っておりますので、御報告いたします。

ではまず、資料4を御覧ください。個人賠償責任保険の比較表になります。都内23区内の自治体を含む4自治体のヒアリングを行い、補償内容、加入条件、補償実績等を整理いたしました。神戸市の実績につきましては、令和元年から3年度までの支給状況について、別紙1、別紙2もお配りしておりますので、後ほど参考に御覧ください。

また、右側には、10月の部会で委員の方からも御指摘がございました民間保険に関する内容も一緒に整理いたしましたので、御覧ください。

まず、3類型ですけれども、1行目です。見舞金制度（約定履行費用保険）とパッケージ商品のセット、パッケージ商品のみ、それから対象者を認知症以外の3障害に拡大した自治体ということで、合計4自治体です。右端に民間保険について記載しております。自治体は記載のとおりでして、御本人に関する交通事故等によるけがの補償ですとか、被害者に対する見舞金だとか、あと個人賠償責任保険の額などが載っております。

加入条件についても記載のとおりです。

保険料のところですが、一番特徴があるのが神戸市でして、公費負担プラス個人の市民税均等割に400円加算し、財源を確保してございます。そのほかについては全て公費負担でございます。

補償実績については記載のとおりで、大体年間で1件程度でございます。

予算、決算については記載のとおり、対象者については65歳以上の人数になっております。登録者数も記載のとおりです。

個人賠償保険の比較表について御説明いたしましたけれども、次に資料5を御覧ください。先ほども申し上げましたとおり、賠償責任保険に値する事案や現場のニーズ及び実態について、支援者や御家族や御本人から伺った御意見を御報告いたします。

認知症御本人につきまして、10名の方からヒアリングさせていただきました。賠償責任保険の是非をストレートに伺うことが難しかったので、資料に書いてありますとおり、「事故・事件に遭った、もしくは遭いそうになった経験・危険を感じた経験がありますか。また、その備えとして何が必要だと思いますか」という聞き方をしております。また、今回、認知症の方に特化せず、委員の方の御質問もございましたので、知的障害等障害者の方々の現状についても、支援者の方から現状をヒアリングしておりますので、併せて御報告いたします。

まず1ページでございます。御本人は10名から聞き取りを行っておりますが、記載のとおりで、ソフト面では、近所に見守ってもらえる安心感が欲しいですとか、最近では近所のつながりが減ってきているとか、回覧板がなく挨拶程度でお互いを知らないとか、魅力ある回覧板や近所の方がつながるようなイベントなどがあるといいとか、ハード面では、道幅が狭く交通量が多い道路への不安、ミラーを増やしてほしいとか、信号付きの横断歩道をつけてほしいとか、夜道が暗いため街灯を増やしてほしいといった御意見がありました。

続きまして家族会ですけれども、記載のとおりなんですけれども、御不安な点ということで、事故、事件に遭った、もしくは遭いそうになった経験、危険を感じた経験はありますかというところなんですけれども、まず、行方不明のカテゴリーに分類されている方が6件、水道の出しっ放しが1件、火災の恐れが7件、ケガ、交通事故が5件、消費者被害、詐欺被害が5件、傷害、けがをさせたが1件、窃盗、物を取って帰るが1件でございました。

それから、保健福祉課のほうですけれども、こちらについては漏水、物損、漏水、漏水と4件掲載しておりますけれども、これはここ三、四年でこの4件ということで、ヒアリングの結果でございます。

最後に、こちらは障害関連部署のヒアリングですけれども、障害福祉部ですとかぼーとのほうに確認をいたしました。様々なトラブルはあるかもしれないが、賠償問題に発展したような報告は聞かないですとか、あとは区が保険料を負担する制度は障害のある方向けにはなじまないと考えるとか、知的障害のケースで精神状態が不安定で相手に危害を加えた事例があり、警察に拘束されたが、罪には問われなかった。賠償問題が生じているケースについては聞いていないとか、特に思い当たらないとか、あとは見解として障害ケースについて行政が賠償保険制度をつくるということは、障害者を加害者扱いすることになり、大きな議論が起こる。障害者差別を助長していただけ、反対というような御意

見をいただきました。

まとめますと、賠償請求事案は多くはないですけれども、年に数件は発生する可能性がある。御家族のニーズとしては、事件が起こる前のセーフティーネットに対する御意見が多かったです。あと、民間保険商品は年々増えており、損害保険等の附帯保険として既に加入されている方もいらっしゃる。この点につきましては事務局でも調査したところ、火災保険やけがの保険に附帯して販売している商品のほか、クレジットカードに附帯して加入できる等、保障内容や保険料も様々な商品が多く販売されておりました。障害に関しましては、既に必要な方は保険に加入しており、御家族のニーズは上がっていないのが現状です。

報告内容は以上でございます。

この後、皆様からの御意見をいただきながら、現段階としての行政として認知症賠償責任保険に対する考え方をまとめていくこととなりますので、御意見をどうぞよろしく願います。

○大熊委員長 では、どうぞ。御質問でも結構です。

この件については新聞のミスリードがあって、鉄道の線路に入って事故に遭って死んじゃった認知症のお年寄りがいて、家族にJRが損害賠償を求めたというのは大きく扱われたんですけれども、結局、最高裁は、家族は払う必要はないということで決着がついている問題だということがあまり知られておりませんので、付け加えます。

ほかにいかがでしょうか。西田さん、どうぞ。

○西田委員 すいません、今日初めてといたしますか、事前にお送りいただいて見ましたので、確認はしていたんですけれども、今、御説明を伺って再度1点だけ確認させていただければと思うんですね。

各自治体が、ほかの自治体がもう先行してやってきているわけですよ。やってきた結果どうかということの評価する時期に来ていて、まさに今日おまとめいただいている資料というのはとても明快な資料じゃないかというふうに思っています。

端的に伺うんですが、例えば神戸市の令和元年ですか、令和1の補償実績というのは16万4284円ということに対して、それに対して当初予算は1億1000万を立てていたということでしょうか。そういう理解で正しいですか。すみません、事務局のほうから。1億1000万の予算を立てて、支払実績が16万4284円だったという理解でいいんでしょうか、この資料は。

○望月課長 補償実績については16万円だったんですけれども、実際にかかった費用としては8423万円になります。

○西田委員 実際にかかったのはどういうことですか。

○望月課長 保険ですとか、そのほかにも様々この事業に関してお金が、まず保険で保険会社のほうに払わなければいけない金額もありますし、こちらの神戸市さんは見舞金制度ということで約定履行費用保険ということで、もしも見舞金を払うことになった場合は、また委員会を招集して、その委員さんで見舞金を幾らというふうに決めたりですとか、その報酬とかもありますし、それからコールセンターですね。事故救済制度の専用コールセンターの費用だとか、いろいろございまして、この決算額になっております。

○西田委員 市民なり、当初不安があって、こういう仕組みをつくったんでしようけれども、核心的な費用の部分というのは支払額16万4000円というところでいいんでしょうか。もろもろの仕組みをつくって云々というのは分かるんですけども、人々の不安に基づいてつくった制度で、何をしたかったかという核心は、理解としてはこの16万4284円というところでいいんでしょうか。

○望月課長 そうです。こちらの賠償保険ということでの支払いは16万4284円です。

○西田委員 ということですね。とすると、民間の保険会社に払っただけでないにしろ、1億1000万の様々なコストをかけて、この支払実績16万4000円ということについて仕組みをつくったということですよ。そういう理解でいいんでしょうか。

○望月課長 そうでございます。そのとおりだと思います。

○西田委員 それが答えじゃないかと思ひまして、私が納税者なり、保険料を納める市民の側からすると、これほど費用対効果が悪い仕組みをつくるというのはいかがなものなんでしょうかというのが、まず私の結論の1点です。

2点目は、大熊委員長がおっしゃったように、最高裁でそういう最終判決が出ているということ踏まえて、要するに、あれは漠然とした不安によってスタートしていったように感じておりますけれども、そういう最高裁での決定があるという現時点での実情を踏まえて、果たしてこういう極めて非効率な仕組みをつくる必要があるのかどうかということですね。

さっきいろいろ本当に資料を小まめに作っていただいて、支給の状況、詳細というのは普通のほかの賠償保険で対応できるんじゃないでしょうか、普通の個人が契約するもので。それをここまで大がかりに自治体でやるということは、まさに認知症に関して過剰な不安を体現したような仕組みだなと思ってしまいますが、すみません、ダイレクトな表現になってはいますが、作っていただいた資料が非常に明快で、明快に理解を共有したほうが話が早いのではないかと思います。あえて発言させていただきまして、失礼しました。

○大熊委員長 明快な御意見ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○村中委員 私も今の西田先生の御意見に賛成しておりまして、この資料がとても明確だからこそ、判断というのは明確にできるのかなというふうに思っております。また、先ほど御紹介のありました大府市の鉄道事故についても、非常にJR東海の特異性というのもあって、弁護団がいろいろ調べた結果としては、大きな声では言わないけれども、ほかの鉄道会社は実際のところ請求をしていないというような報告なども弁護団がしながら、最高裁の判断を勝ち取ったという経過もありまして、最初の頃、神戸ですとか名古屋というのはJR東海のところでもありますので、そうした意味で至急にこういうような仕組みをつくられた経過もあるのかなというふうに拝察はするんですけども、それ以外のところに関しては、あまり大きな声では発表していないけれども、請求していないところというのが実際の現状だったというようなことを踏まえますと、こうした莫大なお金をかけて、この仕組みをつくっていくのかというふうなことも、やっぱり皆さんの中で検討する価値はあるし、それを非常に明確に示したよい資料じゃないかなというふうに思いました。

○大熊委員長 本当に随分時間をかけて担当課の方が調べてくださって、ありがとうございました。大体これで結論が出たと思っていいのでしょうかしらね。部長はどういうふうに思われますか。

○山戸部長 ありがとうございます。こちらは本日の議論で、昨年度から引き続き評価委員会の皆様に御議論いただきたく、昨年度、とても大ざっぱな資料じゃないかというお叱りをいただいたと聞いております。そのため、今回、詳細な資料を御用意したという経過でございますが、その中で本日御意見を賜りましたので、こちらの皆様の御意見は区のほうでまず受け止めさせていただきまして、行政の考え方をまとめてまいりますので、まとめた考えにつきましましては、改めてまた皆様に御報告をさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。

○大熊委員長 それでは、あと残り3分ともなりましたので、今日出ました話以外でも結構ですので、これは評価委員会というものですので、この際、言っておきたいなということがありましたら、どうぞ。どなたでも。

○中澤委員 「評価委員会」の評価のありかたについて、1つ提案をしたいと思えます。この委員会では「評価」をするわけですが、何をもって評価の対象とするかという、指針のようなものがあつたほうがいいのではないかと考えています。

例えば、私が担当している「情報発信・共有プロジェクト」では、これから作成する「ケアパス」の冊子や、子ども向けの資材、講演会、イベントなどを、認知症在宅生活サポートセンターと区と一緒に企画制作を行っています。

そうしたプロジェクトを含め、条例計画の推進具合をこの委員会では評価し

ていくわけですが、その場合の評価基準として、希望条例を実現するための4つの重点テーマが、きちんと生かされているかどうかといった指針があったほうが、いいのではないかと思います。

皆さん御存知のように、4つの重点テーマというのは、条例のキモです。「いままでの認知症観を変える」「本人が発信・参加し、ともにつくる」などの4つが、プロジェクトにきちんと生かされているかどうか、ということ指針にしたかどうか、と考えています。簡単ですが、提案として挙げさせていただきました。

○大熊委員長 ありがとうございます。次の評価委員会はいつ頃になりますか。

○山戸部長 ありがとうございます。次回の評価委員会は、年明け2月か3月をめどにと考えております。以上です。

○大熊委員長 それでは、その2月を目指して、それぞれ提案をされていったらばいいと思います。これまでは何か簡単に数字で表せるような実態、認知症観が結果として悪く変わっちゃうような物を物差しにしていたりという残念なこともありましたので、本当の意味でこの条例が生かせるための物差しをどうしたらいいかというのを、それぞれ皆さん考えて、次の評価委員会までに提言していただけるとありがたく思います。

ちょうど8時30分となりましたが、それでもどうしても一言言っておきたいということがありましたら、どうぞ。

○永田委員 損害賠償の件について、私も先ほどの意見に賛成です。

そして、今回これはすごく詳しい資料を、特に家族や本人、事業者の方、あと障害の方にも聞いてくださった、これを今回のことだけでおしまいしないで、どうやってこういうのを未然に防ぎながらセーフティーネットをつくっていかれるかというところの、これは本当に地域の方やケアマネさんとか、いろんな方たちと今後、ここからむしろセーフティーネットの備えのほうをつくっていくことにきちんとつなげていただけると、今回のこの資料が本当の意味で、本人、家族の不安や地域の人々の不安を解消するためにつながっていくと思うので、ぜひここからまた現場サイドを含めて活かしていただけたらいいなと思いました。損害賠償のことだけではなくて、むしろセーフティーネット部会としてどう実質に暮らしの中で安全を守るかというところに少しでも続くような、そんな展開になったらいいなと思いました。以上です。

○大熊委員長 ありがとうございます。認知症観を変えるということでは、2周年のイベントというのがとても効果的で、この間も西田さんが、あのユーチューブを皆に見せてもらうと、すごく認知症観が変わるんだというふうなことを言っておられましたし、あそこに出てから、こんな集まりをやっています

というような話もあちこちで伺っておりますので、2周年も、あのときに匹敵するようなイベントとして、どうやら区長さんも鼎談にお出になるというスケジュールが取れたようですので、区の仕事として、単なるちょっとした講演会をやりましたということに終わらせないように、認知症観を変えるという位置づけで、条例2周年イベントというのをやっていただけたらいいかなと思います。2月の評価委員会のときにはもう終わっちゃっているかと思っておりますので、申し上げておきました。日取りは2月12日というのは決まっているというふうに伺っております。

では、事務局にお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

○望月課長 ありがとうございます。条例2周年イベントについても、大熊委員長から御案内いただきまして、2月12日の午後を予定しております。また、詳細につきましては委員の皆様にもメール等でお知らせさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

長時間にわたり、本当にありがとうございました。御議論いただき、本当にありがとうございます。今後、認知症の御本人たちに寄り添ったセーフティネットが築けるよう、皆様、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

なお、次回の委員会の開催につきましては、開催のめどが立ちましたら御案内申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、山戸部長より御挨拶申し上げます。

○山戸部長 改めまして、皆様、本日は長時間にわたりまして誠にありがとうございました。

本日は認知症の当事者の方をはじめ、学識経験者、三師会の先生方、介護事業所、地域団体の方を含む関係機関の皆様など、多方面の皆様にも御参加いただきましたこと、改めまして深く感謝申し上げます。

本日は見守りネットワークに関する施策の連携強化及び賠償責任保険事業に関する御議論をいただき、ありがとうございます。セーフティネットの全体の課題につきましては、先ほど永田先生からも御意見をいただいたように、都度都度アップデートをし、関連機関でどのように連携をしていくか。また、その連携をして築いたものを、どのように当事者の皆様に伝えていくか、このことが重要かと認識しましたので、引き続き連携強化に努めてまいりますので、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、賠償責任保険事業に関しましては、先ほども述べさせていただきましたが、令和2年度より検討していただきまして、本日の御意見を改めて行政として受け止め、行政の考え方をまとめていくこととなります。また、その結果につきましては、改めまして本評価委員会に御報告をさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○望月課長 以上で本日の委員会は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後 8 時 35 分閉会